

令和3年3月4日 開会  
令和3年3月4日 閉会

令和3年 第1回

砂川地区保健衛生組合議会定例会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和3年 第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会

令和3年3月4日（木曜日）

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 選挙第1号 副議長の選挙について

日程第4 議席の指定について

日程第5 主要行政報告

日程第6 議案第1号 令和2年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第7 行政執行方針

日程第8 議案第3号 砂川地区保健衛生組合火葬場条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第9 議案第2号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計予算

日程第10 議案第4号 砂川地区公平委員会規約の変更について

日程第11 報告第1号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

川畑 智昭 議員

下山 則義 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 3月4日 至 3月4日 1日間

日程第3 選挙第1号 副議長の選挙について

日程第4 議席の指定について

日程第5 主要行政報告

日程第6 議案第1号 令和2年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第7 行政執行方針

日程第8 議案第3号 砂川地区保健衛生組合火葬場条例の一部を改正する条例の制定  
について

- 日程第9 議案第2号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計予算  
日程第10 議案第4号 砂川地区公平委員会規約の変更について  
日程第11 報告第1号 例月出納検査報告

○出席議員（10名）

議長 水島美喜子  
副議長 笹木笑子  
議員 三本英司  
川畑智昭  
柴田一孔  
奥山光一  
小黒弘  
石川正人  
柴田典男  
下山則義

○欠席議員（0名）

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組合長 善岡雅文  
監査委員 栗井久司

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副組合長 湯浅克己  
事務局長 峯田和興  
事務局次長 増井稔美

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 山形 譲

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局主幹 青野英樹

○議長

開会前に、ご報告を申し上げます。伊藤充章議員の任期満了に伴いまして、新たに笹木笑子氏が組合議員になられましたのでご報告をいたします。ここで、笹木笑子議員よりご挨拶をお願いいたします。

○笹木笑子議員

ただいまご紹介いただきました上砂川の笹木と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会 午前9時51分

◎開会宣告

○議長

これより令和3年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員として川畑智昭議員及び下山則義議員を指名いたします。  
議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。  
おはかりします。  
本定例会は、3月4日、1日間としたいと思います。これにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3月4日、1日間と決定いたしました。

◎日程第3 選挙第1号 副議長の選挙について

○議長

日程第3、選挙第1号 副議長の選挙を行います。  
おはかりします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、笹木笑子議員を指名いたします。

おはかりします。

ただいま、議長が指名しました笹木笑子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました笹木笑子議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました笹木笑子議員が議場におられますので、本席から告知いたします。ここで、笹木笑子副議長にご挨拶をお願いいたします。

○副議長

ただいま、議長より指名副議長ということでたまわりました笹木でございます。なにぶんにも新参者で、まだまだわからないことだらけです。どうぞ宜しくご指導の程お願いいたします。

#### ◎日程第4 議席の指定について

○議長

日程第4、議席の指定を行います。

副議長の議席は、ただいま着席の議席を議場において指定いたします。

#### ◎日程第5 主要行政報告

○議長

日程第5、主要行政報告を求めます。

事務局長。

○事務局長

それでは、令和2年10月以降の保健衛生組合の主要行政についてご説明申し上げます。

1. 議会関係では、令和2年11月27日に第2回組合議会定例会を開催したところがあります。

2. 総務関係では、例月出納検査につきまして、記載の日程により4回実施されたところがあります。

また、砂川地区保健衛生組合の規約変更の許可については、1月19日、北海道知事より火葬場施設に関する事務の構成団体に奈井江町及び浦臼町を加えることに伴う規約変更の許可通知があったところであります。

共同事務につきましては、令和2年4月から12月までの状況についてご報告申し上げます。

初めに、火葬場施設に関する事務で、「吉野斎苑」に係る火葬炉・動物炉の使用状況であります。遺体が合計318件、死胎・その他が3件、動物が404件であり、昨年度との比較につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

続きまして、ごみ処理施設に関する事務で、「クリーンプラザくるくる」に係るごみ搬入状況であります。可燃ごみから資源ごみ・危険ごみまでの合計で7,364,350kgであり昨年度との比較につきましては、148,920kgの減であり、前年比率は98.02%であります。

続きまして、「中・北空知エネクリーン」に係る可燃ごみ搬送量につきましては、4,675,760kgであり、昨年度との比較につきましては、88,660kgの減であり、前年比率は98.14%であります。

なお、「クリーンプラザくるくる」に係るごみ搬入状況のうち可燃ごみの合計4,295,980kgとの差であります379,780kgにつきましては、不燃ごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみを再分別した結果、可燃ごみに加わったことによるものであります。

以上、主要行政報告の説明とさせていただきます。

◎日程第6 議案第1号 令和2年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算について

○議長

日程第6、議案第1号 令和2年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第1号、令和2年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は歳入歳出の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,397万8千円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

3款、保健衛生費、1項、1目、火葬場費で1千円の増額補正は、エアコン更新工事や委託料の入札等では減となるものの、修繕料等が増となることによるものであります。

16ページをお開き願います。

2項、1目、ごみ処理施設管理費で32万5千円の減額補正は、防災設備保守点検委託料の減、ビン等の資源物引取委託料の減、クリーンプラザくるくる敷地内における除排雪委託料の減、処理棟管理等委託料の減など決算見込みによる事業費の確定によるものであります。

以上が歳出であります。歳入については、総括でご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

1款、分担金及び負担金は、歳出予算における構成市町の分担額から使用料及び手数料等の歳入を見込み、30万6千円を減額するものであります。

2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料で1千円を増額するものであります。

3款、財産収入は、建物貸付収入で1万9千円を減額するものであります。

以上、よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本件を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第7 行政執行方針

○議長

日程第7、これより組合長の行政執行方針の説明を求めます。

組合長。

○組合長

令和3年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会の開会にあたり、令和3年度の行政執行方針について申し上げます。

本組合の事業につきましては、清潔で美しい環境を保全するなど地域住民の日常生活と密接につながっており、一般廃棄物の効率的で適正な処理に努めるとともに、安心・安全で快適な生活環境の確保に向けて、より一層の努力を続けてまいります。

昨年は、世界各地で新型コロナウイルス感染症が拡散し、国内では緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛要請など、市民生活のみならず、社会、経済など多方面にわたって甚大な影響を及ぼす事態となっております。

このような状況の中、構成市町における財政運営は一段と厳しい状況にあることから、施設の管理及び事業の運営にあたりましては、効率的かつ効果的な維持管理により経費の節減を図り、構成市町との協議連携のもと適正な事務処理に努めてまいります。

以下、事業ごとに順次申し上げます。

はじめに、「吉野斎苑」火葬場について申し上げます。

本年4月より、当組合が共同処理する火葬場施設に関する事務の構成団体に、奈井江町及び浦臼町が加入することとなりました。施設の運営にあたりましては、常にご遺族の心に配慮した適切な対応に努めているところであり、施設の維持管理につきましては、本年度におきましても、火葬炉の主燃焼室耐火レンガ交換、炉内台車耐火物交換などを計画的に補修整備するほか、「待合室4部屋の畳」の計画的な更新を実施してまいります。2市3町となった構成市町と連携し施設の適正な管理と健全な運営に努めてまいります。

つぎに、ごみ処理施設について申し上げます。

一般廃棄物処理施設「クリーンプラザくるくる」では、「雑紙」を資源として回収するとともに、リサイクル施設における「小型家電」のピックアップ回収、粗大・不燃ごみや、破碎後に発生する木くずの再利用に継続して取り組むなど、ごみの減量化と資源化を図り、ごみの効率的かつ適正な処理に努めるとともに、本年度は、事務室の暖房機や会議室のマイクを更新するなど施設の適切な管理を行い、住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責務のもと協働による循環型社会の形成を推進してまいります。

つぎに、組合会計予算について申し上げます。

本年度予算の総額は、361,660千円で、前年度当初予算と比較しますと、額で47,358千円、率で15.07%の増となっております。

歳入では、全体の84.68%にあたる構成市町の分担金306,241千円、各施設での使用料及び手数料51,016千円が主な財源となっております。

歳出では、火葬場費は、58,660千円で前年度比4.64%の増で、主な要因は火葬場施設の構成団体に奈井江町及び浦臼町が加入することに伴う、管理等委託料などの維持管理費の増によるものであります。

ごみ処理施設費は、302,193千円で前年度比17.39%の増で、主な要因は「クリーンプラザくるくる」の維持管理計画に基づく管理等委託料の増によるものであります。

以上、申し上げますが、各事業の運営にあたりましては、経費の節減と効率的かつ安定的な管理運営、さらに感染症対策に取り組み、構成市町と緊密な連携を保ちながら、本組合の目的達成に最善の努力を図ってまいりますので、組合議会並びに関係各位のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。令和3年度行政執行方針といたします。

○議長

日程第8、議案第3号 砂川地区保健衛生組合火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第3号 砂川地区保健衛生組合火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、砂川地区保健衛生組合が共同処理する火葬場施設に関する事務の構成団体に奈井江町及び浦臼町が加入することに伴い、動物炉の使用料を改めるとともに、火葬炉の区分ごとの単位の一部を見直すため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと思います。

砂川地区保健衛生組合火葬場条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

表の左が現行、右が改正後で、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第9条は、委任の定めであり、第9条中「組合長が別に」を「規則で」に改め、別表中「3kgごとに」を「同じくの記号」に、「使用料 構成市町 構成市町以外」を「使用料 構成市町」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計予算

○議長

日程第9、議案第2号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第2号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計予算についてご説明申し上げます。予算書の表紙をお送りいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,166万円と定めるものであります。この予算は令和2年度当初予算と比較しますと、額で4,735万8千円の増、対前年比で15.07%の増となったところであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

18ページをお開き願います。

1款、議会費、1項、1目、議会費は、12万5千円で前年度と比較して、増減はございません。

20ページをお開き願います。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費は、48万2千円で前年度と比較して、1万4千円の減となります。主な要因は、財務会計システムの電算事務負担金の減によるものであります。1項、2目、会計管理費は、20万円で前年度と同額であります。

22ページをお開き願います。

3款、保健衛生費、1項、1目、火葬場費は、5,866万円で前年度と比較して、259万9千円の増となります。主な要因は、前年度に実施いたしましたエアコン更新工事費609万4千円の減と、火葬場施設の構成団体に奈井江町及び浦臼町が加入することに伴う事務費、燃料費、光熱水費、管理等委託料合わせて883万5千円の増となったことによるものであります。また、待合室の畳を計画的に更新するため修繕料として54万6千円の増によるものであります。なお、1節、報酬から、5節、災害補償費までの人件費につきましては、本年度は火葬場費8%、ごみ処理施設費92%の割合で、それぞれ按分し計上しているところであります。

24ページをご覧ください。

2項、1目、ごみ処理施設管理費は、3億219万3千円で前年度と比較して、4,477万3千円の増となります。主な要因は、前年度に実施いたしましたトラックスケール更新工事費858万円の減、資源物引取委託料231万円の増、また処理棟にありますガスを圧縮して発電機に送る装置であるガスコンプレッサーが耐用年数を超過していることなどから、引き続き安定した発電を続けるために更新を行うことから「管理等委託料」が5,137万円増となるほか、「事務室温風暖房機更新工事」52万8千円、2階会議室ワイヤレスマイク及び光回線用ルータ装置を購入する経費として24万7千円、を新たに計上しております。

以上が歳出であります。歳入につきましては、総括でご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

1款、分担金及び負担金は、3億624万1千円で、前年度と比較して4,972万9千円の増で、2款、使用料及び手数料は、5,101万6千円で、前年度と比較して193万円の減で、主な要因は、火葬場使用料は2町が加入することから148万5千円増となりましたが、ごみ処理手数料につきましては、341万5千円の減によるものであります。

3款、諸収入は、440万3千円で、前年度と比較して、42万2千円の減で、主な要因は、資源ごみ量の減及び資源ごみ売払単価の変動による資源ごみ売払収入の減によるものであります。

以上が歳入であります。28ページから35ページには、給与費明細書を添付してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

下山議員。

○下山議員

議席番号6番、歌志内市の下山でございます。ただいまの議案2号につきまして、一点お伺いいたします。

25ページにあります、3款保健衛生費2項ごみ処理施設費1目ごみ処理施設管理費、説明欄から一点お伺いいたします。ごみ処理施設管理費に要する経費として下から3行目、可燃ごみ運搬委託料1,311万7千円が計上されています。そこで、お伺いいたしますが、可燃ごみ運搬委託料の1,311万7千円、この支出の内容につきましてお伺いいたします。

○議長

事務局次長。

○事務局次長

お答えします。可燃ごみ運搬委託料の内容についてお答えいたします。この予算の内訳として、一般廃棄物粗大可燃性ごみ運搬業務が176万円であり、これは、クリーンプラザくるくるから、苫小牧市の苫小牧清掃社リサイクルセンターまで粗大可燃性ごみを運搬するもので、粗大可燃性ごみを処理するところが近隣にはないため、布団類・畳・絨毯・カーペット等の粗大可燃性ごみは、苫小牧市と事前協議を行い承認を受けた廃棄物について持ち込んでおります。

つぎに、可燃ごみ運搬業務が1,135万7千円であり、構成市町から搬入されたごみを分別し、燃やせるごみだけを圧縮してコンテナに詰んだ後、クリーンプラザくるくるから、歌志内市の中・北空知廃棄物処理広域連合エネクリーンまで可燃性ごみを運搬する経費

であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長

下山議員。

○下山議員

先ほどの説明でも、ごみにつきましては 98%ということで、減量、少なくなっているとの説明がございました。今の内容によって、歌志内市のごみ焼却施設「エネクリーン」にごみを搬入するためコンテナに積み込むという説明もありましたけれども、その運搬して持ってくる大型車両、これはどのくらいの数になるのか、その台数につきまして伺います。

○議長

事務局次長。

○事務局次長

可燃ごみ運搬業務における運行状況は、委託業者は 1 社で、令和元年度の実績としまして、年間 1,077 往復、1 日 1 往復から 5 往復で、平均すると 3.5 往復であり、委託車両 1 台が往復する運行となっております。

運搬方法は、受注業者が所持するアームロール車に、くるくるで可燃ごみを詰め込んだコンテナを積載して、運搬するものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長

下山議員。

○下山議員

3 回目の質問になります。1 日 3 回ないし 4 回往復ということで答弁いただきました。実を申しますと、歌志内市では、令和 3 年 4 月から現在の歌志内中学校を利用して、義務教育学校が開校されます。そのようなことから、同じ敷地内に認定こども園、義務教育学校、園児・児童・生徒数多くの子供たちが一所に集まり、そして学びを受ける場所となるわけでございます。このことから、保護者の方々から交通事故等に対する不安の声が数多く寄せられております。本市としましては、交通安全対策として柴田市長を先頭に市民生活課が中心となり赤歌警察署・町内会連合会また、各団体と連携を取りながら交通安全のためのルール遵守を推し進めているところでございます。保健衛生組合におかれましては、可燃ごみ運搬委託業者に対し、交通安全運転の確保のために「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育と 7 つの基本業務の実施の徹底の申し入れをお願いするところでございます。

なお、昨今の重大死亡事故の発生を鑑み「高齢者の運転」を 7 つの基本業務に加えてその確認をお願い致します。以上でございますので、よろしく答弁お願いいたします。

○議長

事務局次長。

○事務局次長

一般的に、運搬作業等を行い自動車を常時使用する事業者においては、安全運転管理者の指導の下、各事業者に於いて自動車が安全に運行されるように、教育、啓発、車両点検等の遵守などを基本業務として実施をされております。また、昨今は、運転手の高齢化や高齢運転手による事故も増えている状況であります。保健衛生組合におきましても、ごみ焼却施設エネクリーンへの可燃ごみの運搬も毎日運行しており、4月からは、新たに義務教育学校が開校され、子どもたちの歩行も増えることでもありますので、委託業者に対しまして、可燃ごみ運搬業務委託は毎年度契約を交わしており、その際に改めて安全運転に関する徹底をお願いしてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長

ほかにご発言ありませんでしょうか。

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第4号 砂川地区公平委員会規約の変更について

○議長

日程第10、議案第4号 砂川地区公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第4号砂川地区公平委員会規約の変更についてご説明申し上げます。

改正の理由は、砂川市庁舎を新たに建設し供用を開始するに当たり、条文を整理するため本規約の一部を変更しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと思います。

砂川地区公平委員会規約の一部を変更する規約であります。改正の内容につきましては、3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後で、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第4条は事務所及び事務職員の定めであり、第1項中「砂川市西6条北3丁目1番1号」を削るものであります。

附則として、この規約は、公平委員会規則で定める日から施行するものであります。

以上よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。  
ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより議案第4号を採決いたします。  
本件を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 報告第1号 例月出納検査報告

##### ○議長

日程第11、報告第1号例月出納検査報告を議題といたします。  
例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。  
これより報告第1号の質疑に入ります。  
ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。  
以上で報告第1号例月出納検査報告を終わります。

#### ◎閉会宣告

以上で日程の全てを終了いたしました。  
これをもちまして、令和3年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を閉会いたします。  
たいへんご苦勞様でございました。

閉会 午前10時24分

##### ○議長

ここで、奈井江町長と浦臼町長よりご挨拶がございます。

##### ○奈井江町長

発言の機会をいただきありがとうございます。今ほど、諸般の関係を議決いただきましたけれども、今日の市町村を取り巻く皆さんの課題がありますけれども、広域連携というのはですね、その課題の解決あるいは改善に向けての大きなツールであるというふうに自覚をしているところであり、今般、善岡組合長はじめ事務局の方々のたいへんなご

尽力と構成市町の議員各位、町民の皆様のご理解をいただき、吉野斎苑の利用を共用  
させていただくことになりました。改めて、よろしくお願いをしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○浦臼町長

よろしくお願いをいたします。

○議長

ありがとうございます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月4日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員